

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	5-18
法令名	森林組合法	根拠条項	100の8-1		
許認可等	生産森林組合の株式会社への組織変更の認可				
森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 100 条の 8 第 1 項 組織変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 1 審査基準 (18) 法第 100 条の 8 第 1 項の規定による生産森林組合の株式会社への組織変更の認可に係る 審査基準は、同条第 2 項において準用する法第 79 条第 1 号の認可の基準のとおりとする。					
法第 100 条の 8 第 2 項 第 78 条第 2 項、第 79 条 (第二号に係る部分を除く。) 及び第 80 条の規定は、前項の 認可の申請があつた場合について準用する。					
法第 78 条第 1 項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認 可を申請しなければならない。					
法第 79 条 行政庁は、前項第 1 項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の 認可をしなければならない。 1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の 処分に違反するとき。					
(その他)					